

(整理番号 0622)

令和6年度 栃木地方最低賃金審議会

第1回 栃木県電子部品製造業最低賃金専門部会 議事要旨

公 開

開 催 日 時	令和6年10月10日(木) 13時30分～16時00分					
出 席 状 況	公 益 代表委員	出席3人	労 働 者 代表委員	出席3人	使 用 者 代表委員	出席3人
		定数3人		定数3人		定数3人
主 要 議 題	1 栃木県特定最低賃金の金額改定について 2 その他					
議事録・議事要旨	議 事 要 旨					
<p>1 部会長及び部会長代理の選任</p> <p>最低賃金法第25条第4項において準用する同法第24条の規定により、部会長・荻原委員、部会長代理・黒川委員の就任が議決された。</p> <p>2 栃木県特定最低賃金の金額改定について</p> <p>(1) 栃木県特定最低賃金専門部会運営規程の確認。</p> <p>本年度より特定最低賃金専門部会においても地賃専門部会と同様に「公開」として運用すること、ただし、「公開は公労使三者が揃う場面とし、公労協議・公使協議及び公労使三者が揃う場面でも「採決」の場面は非公開となる。」ことが確認された。</p> <p>(2) 最賃法第25条第5項による改正審議に関する意見書提出の結果報告。</p> <p>(3) 最低賃金法第25条第6項による関係労使からの意見聴取及び実地視察について、専門部会の労使それぞれの委員が意見を述べることにより意見聴取に代え、実地視察については、労使それぞれの委員が当産業の代表として推薦されていることから、これを行わないことを議決した。</p> <p>(4) 最賃審議会令第6条第5項の決議事項について確認。</p> <p>(5) 労働者代表委員の見解及び主張</p> <p><金額審議に臨むに当たっての基本的な考え方></p> <p>電機産業の魅力を高め、優秀な人材確保を図る観点からも、特賃を引き上げることが重要。</p> <p><金額提示></p> <p>①65円引き上げ(労働協約の最低額の半分の金額)</p> <p>②63円引き上げ(現行特賃に電機連合企業内最低賃金の上げ幅(昨年から今年)6.2%をかけたもの)</p> <p>③61円引き上げ(現行特賃に2024年電機連合春闘、大手の賃上げ率(参考値)6%をかけたもの)</p>						

④58 円引き上げ（電機連合企業内最低賃金の引き上げ額（一昨年から今年）116 円の半分の金額）

(6) 使用者代表委員の見解及び主張

<金額審議に臨むに当たっての基本的な考え方>

「事業の継続」と「雇用の維持」を最優先に、原材料及びエネルギー費高騰等が続いている中での中小企業の実態に即した形での議論を望む。

<金額提示>

①22 円引き上げ（現行特賃に令和6年度賃金改定状況調査結果第4表②・一般・Bランク・製造業の賃金上昇率2.2%をかけたもの）

②35 円引き上げ（現行特賃に令和6年度賃金改定状況調査結果第4表②・一般・Cランク・製造業の賃金上昇率3.4%をかけたもの）

③37 円引き上げ（昨年の引き上げ額を提示）

④42 円引き上げ（43 円から影響率が20%を超えるため）

3 その他

次回の開催日を確認した。

令和6年10月15日（火）13時30分～

第2回栃木県電子部品製造業最低賃金専門部会